

2018年3月16日  
みずほ銀行（中国）有限公司  
中国アドバイザー一部

—財政・税務政策関連—

## みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第460号）

# 財政部、税務総局等4部門、 国外投資家の再投資に優遇政策 源泉所得税を暫定的不徴収に

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

財政部、税務総局、国家発展改革委員会、商務部は連名で、2017年12月21日付『国外投資家の配当利益による直接投資に対する暫定的な源泉所得税不徴収政策の問題に関する通達』（財税[2017]88号、以下『88号通達』という）を公布しました。『88号通達』は国外投資家が中国国内居住者企業から配当された利益で奨励類プロジェクトに直接投資するにあたり、条件付きで、暫定的に企業所得税を源泉徴収しないとしています。この税制優遇政策は2017年1月1日に遡って執行されます。

また、『88号通達』の執行上に係る諸問題について、国家税務総局は2018年1月2日付『国外投資家の配当利益による直接投資に対する暫定的な源泉所得税不徴収政策に関する執行問題についての公告』（国家税務総局公告2018年第3号、以下『3号公告』という）を公布しました。

### □ 本優遇政策の具体的な条件

中国国内居住者企業から国外投資家へ配当される利益（配当、特別配当等）について、現行の『企業所得税法』および『企業所得税法实施条例』では、配当利益の全額に対し10%の税率で企業所得税の源泉徴収を義務付けています。

今回の『88号通達』では、『企業所得税法』第3条第3項が定める「中国国内に機構・場所を設立していない、もしくは機構・場所を設立しているが、取得した所得がその設立した機構・場所と実際との関係を有さない」国外投資家に対して、配当利益を中国国内居住者企業に再投資するにあたって4つの条件を同時に満たせば、当該配当利益に係る企業所得税を暫定的に源泉徴収しないとしています。

### 政策適用の必須条件

- 国外投資家の配当利益による直接投資
- 配当利益は中国国内居住者企業から配当された留保利益
- 投資資金（投資資産の所有権）は投資先企業に直接振り替え（移転）
- 外商投資の奨励類プロジェクトに合致する経営活動に従事する企業に直接投資

（『88号通達』第2条より抜粋）

配当利益による再投資は直接投資でなければなりません。具体的には中国国内居住者企業に係る払込資本金、資本積立金の新規増加もしくは無償増資、企業新設のための投資、非関連当事者からの持分買収および関連部門が定めるその他の方式<sup>1</sup>があります。

本優遇政策の適用条件のうち、「投資先企業が国外投資家の投資期限内において従事する奨励類プロジェクトに合致する経営活動」について『3号公告』は、投資先企業による製品の生産もしくはサービスの提供、研究開発活動、建設プロジェクトへの投資もしくは機器設備の購入およびその他の経営活動のうち1項目もしくは複数項目を含む（第1条）としています。

また、外商投資の奨励類プロジェクトは、『外商投資産業指導目録』および『中西部地区外商投資優勢産業目録』<sup>2</sup>の規定範囲に合致しなければなりません。なお、国外投資家が本優遇政策を享受している奨励類プロジェクトの目録に調整が行われた場合でも、本優遇政策の享受に影響はない、と当局は記者会見で述べています。

#### □ 政策適用後の管理事項

税務部門は後続管理において、国外投資家が持分譲渡、買戻、清算等の方式で本優遇政策を享受した直接投資を回収する場合、当該投資資金を実際に受け取った後の7日以内に繰延税額の追納申告を行います（『88号通達』第7条）。また、本政策を享受したものの、後続管理を経て規定の条件に合致しないと確認された場合、利益配当企業の責任に属する場合を除き、国外投資家が規定に基づき企業所得税を申告・納付していないと見なし、法に基づき遅延納税の責任を追及し、税額遅延納付の期限を関連利益支払の日から計算する（同第4条）としており、注意が必要です。

本通達は国外投資家が2017年1月1日（当日を含む）以降に取得した配当利益に対して遡って適用され（第10条）、すでに納付した税額は関連税額を実際に納付した日から3年以内に本優遇政策の遡及的享受を申請することができ、規定の条件に合致すれば還付されます（第5条）。

\*

『88号通達』および『3号公告』の詳細については、3ページからの日本語仮訳および9ページからの中国語原文をご参照ください。なお、本優遇政策の適用にあたり、具体的な手続き等については、所在地の税務局または会計士事務所にお問い合わせください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

<sup>1</sup> 2017年12月29日、商務部の公式サイトに公開された関連部門の合同記者会見では、①条件に合致する戦略投資を除く上場会社株式の新規取得・無償増資・買収行為、②関連当事者からの中国国内居住者企業の持分買収行為、は本政策の適用範囲外とされ、「条件に合致する戦略投資」とは、『国外投資家の上場会社に対する戦略投資管理弁法』（商務部2005年第28号令）の規定に該当するものであると説明しています。

<sup>2</sup> 『外商投資産業指導目録（2015年改定）』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第373号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0379-XF-0105.pdf>

『外商投資産業指導目録（2017年改定）』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第448号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0467-XF-0105.pdf>

『中西部地区外商投資優勢産業目録（2013年改定）』（中国語原文）は以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ [http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201305/t20130516\\_541505.html](http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201305/t20130516_541505.html)

『中西部地区外商投資優勢産業目録（2017年改定）』（中国語原文）は以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <http://zfxgk.ndrc.gov.cn/PublicItemView.aspx?ItemID=%7bdc5c6470-89ef-4824-9fe2-99cefbe90af1%7d>

(日本語仮訳)

**財政部、税務総局、国家発展改革委員会、商務部**  
**財税 [2017] 88 号**  
**国外投資家の配当利益による直接投資に対する暫定的な源泉所得税不徴収**  
**政策の問題に関する通達**

各省・自治区・直轄市・計画単列市財政庁（局）・国家税務局・地方税務局・発展改革委員会・商務主管部門、新疆生産建設兵団財務局・発展改革委員会・商務局：

党中央、国務院の政策決定・配置を貫徹・具体化し、『国務院による外資増加を促進する若干の措置に関する通達』（国発[2017]39号）の関連要求に基づき、さらに積極的に外資を利用し、外資の増加を促進し、外資の質を引き上げ、国外投資家による持続的な中国における投資の拡大を奨励するため、ここに国外投資家の配当利益による直接投資に対して暫定的な源泉所得税不徴収政策に関する問題を以下のように通知する。

- 1、 国外投資家が中国国内の居住者企業から配当された利益で奨励類投資プロジェクトに直接投資し、すべて規定の条件に合致する場合、繰延納税政策を実行し、暫定的に源泉所得税を徴収しない。
- 2、 国外投資家の暫定的な源泉所得税不徴収は、同時に以下の条件を満たさなければならない。
  - (1) 国外投資家が得た利益で行う直接投資であり、国外投資家が得た利益で行う増資、新設、持分買収等の権益性投資行為を含むが、但し上場会社株式の新規取得、無償増資、買収を含まない（条件に合致する戦略投資を除く）。具体的には以下を指す。
    - 1) 中国国内居住者企業に係る払込資本金もしくは資本積立金の新規増加もしくは無償増資、
    - 2) 中国国内での居住者企業新設への投資、
    - 3) 非関連当事者からの中国国内居住者企業の持分買収、
    - 4) 財政部、税務総局が規定するその他の方式。国外投資家が上述の投資行為を採用して投資する企業を投資先企業と総称する。
  - (2) 国外投資家が得た利益は、中国国内居住者企業が実際に投資家へ分配する、すでに実現した留保利益により形成された配当、特別配当等の権益性投資収益に属する。
  - (3) 国外投資家が直接投資に用いる利益を現金の形式で支払う場合、関連資金は利益配当企業の口座から直接に投資先企業もしくは持分譲渡側の口座に振り替え、直接投資する前に国内外におけるその他の口座に振り替えてはならない。国外投資家が直接投資に用いる利益を実物、有価証券等非現金の形式で支払う場合、関連資産の所有権は直接に利益配当企業から投資先企業もしくは持分譲渡側に移転し、直接投資する前にその他の企業、個人が代理で所持もしくは臨時で所持してはならない。
  - (4) 国外投資家が直接投資する奨励類投資プロジェクトとは、投資先企業が国外投資家の投資

期限内において以下の規定範囲に合致する経営活動に従事することを指す。

- 1) 『外商投資産業指導目録』に列挙される外商投資奨励産業目録に属する、
- 2) 『中西部地区外商投資優勢産業目録』に属する。

- 3、 国外投資家は本通達第 2 条が規定する条件に合致する場合、税収管理の要求に基づき申告を行い、合わせて事実どおりに利益配当企業にその政策条件に合致する資料を提供しなければならない。利益配当企業は適切な審査を経た後、国外投資家が本通達の規定に合致すると認識する場合、暫定的に企業所得税法第 37 条の規定に基づき源泉所得税を控除・納付しなくてもよく、合わせてその主管税務機関に届出の手続きを履行する。
- 4、 税務部門は法に基づき後続管理を強化する。国外投資家が本通達が規定する暫定的な源泉所得税不徴収政策を享受し、税務部門による後続管理を経て規定の条件に合致しないと確認される場合、利益配当企業の責任に属する場合を除き、国外投資家が規定に基づき企業所得税を申告・納付していないと見なし、法に基づき遅延納税の責任を追及し、税額遅延納付の期限を関連利益支払の日から計算する。
- 5、 国外投資家が本通達の規定に基づき、暫定的な源泉所得税不徴収政策を享受できるが実際には享受していない場合、実際に関連税額を納付した日から 3 年以内に当該政策の遡及的享受を申請することができ、納付した税額は還付される。
- 6、 地市（含む）以上の税務部門が後続管理において、投資先企業が従事する経営活動に対して本通達第 2 条第 4 号が規定する目録の範囲に属するか否かに疑問がある場合、同レベルの発展改革部門、商務部門に意見の発行を要請することができ、関連部門は積極的に協力しなければならない。
- 7、 国外投資家が持分譲渡、買戻、清算等の方式を通じて実際に暫定的な源泉所得税不徴収政策待遇を享受した直接投資を回収する場合、相応する資金を実際に受け取った後の 7 日以内に、規定のプロセスに基づき税務部門に繰延税額の追納を申告する。
- 8、 国外投資家は本通達が規定する暫定的な源泉所得税不徴収政策待遇を享受した後、投資先企業に特殊性再編の条件に合致する再編が生じ、合わせて実際に特殊性再編に基づく税務処理を行った場合、引き続き暫定的な源泉所得税不徴収政策待遇を享受することができ、本通達第 7 条の規定に基づく繰延税額の追納はしない。
- 9、 本通達がいう“国外投資家”とは、『企業所得税法』第 3 条第 3 項の規定が適用される非居住者企業を指します。本通達がいう“中国国内居住者企業”とは、法に基づき中国国内に成立する居住者企業を指す。

- 10、本通達は2017年1月1日より執行する。国外投資家が2017年1月1日（当日を含む）以降に取得した配当、特別配当等の権益性投資収益は本通達を適用することができ、納付した税額は本通達第5条の規定に基づき執行する。

財政部 税務総局  
国家発展改革委員会 商務部  
2017年12月21日

**国家税務総局**  
**国家税務総局公告 2018 第 3 号**  
**国外投資家の配当利益による直接投資に対する暫定的な源泉所得税不徴収政策に関する**  
**執行問題についての公告**

『国務院による外資増加を促進する若干の措置に関する通達』（国発[2017]39号）、財政部等の4部門・委員会による『国外投資家の配当利益による直接投資に対する暫定的な源泉所得税不徴収政策の問題に関する通達』（財税[2017]88号、以下『通達』という）等の関連規定に基づき、ここに国外投資家の配当利益による直接投資に対して暫定的な源泉所得税不徴収（以下、“暫定的不徴収”という）政策に関する執行問題を以下のように公告する。

- 1、 『通達』第2条第4号が規定する経営活動は具体的に以下の奨励類投資プロジェクトに関する1項目もしくは複数項目の経済活動を含む。
  - (1) 製品の生産もしくはサービスの提供、
  - (2) 研究開発活動、
  - (3) 建設プロジェクトへの投資もしくは機器設備の購入、
  - (4) その他の経営活動。

国外投資家は暫定的不徴収政策を享受した投資の回収前もしくは『通達』第7条の規定に基づき追納税額を申告するとき、利益配当企業の主管税務機関に『通達』第2条第4号の規定に合致する取引証拠、財務会計勘定データ等の資料を提供しなければならない。主管税務機関は関連資料に疑問がある場合、地（市）の税務機関に『通達』第6条の規定に基づく処理を要請する。

- 2、 『通達』第4条もしくは第7条の規定に基づき税額を追納する場合、国外投資家は関連規定に基づき租税条約の待遇を享受することができるが、但し関連利益を分配するときに有効な租税条約のみ適用することができる。後続の租税条約に別途規定がある場合、後続の租税条約に基づき執行する。
- 3、 国外投資家は『通達』第3条の規定に基づき暫定的不徴収政策を享受するとき、「非居住者企業源泉所得税繰延納付情報報告表」を記入し、合わせて利益配当企業に提出しなければならない。

国外投資家は『通達』第5条の規定に基づき暫定的不徴収政策を遡及的に享受するとき、利益配当企業の主管税務機関に「非居住者企業源泉所得税繰延納付情報報告表」および関連契約、支払証憑、奨励類投資プロジェクト活動に関する資料および省税務機関の規定により報告・送付を要求されるその他の資料を提出しなければならない。

国外投資家は『通達』第4条もしくは第7条の規定に基づき税額を追納するとき、「中華人民共和国

企業所得税控除・納付報告表」を記入し、合わせて利益配当企業の主管税務機関に提出しなければならない。

- 4、利益配当企業が『通達』第3条の規定に基づき国外投資家が提出した資料に係る情報を審査し、合わせて以下の結果を確認した後に、暫定的不徴収政策を執行しなければならない。
  - (1) 国外投資家が記入した情報が完全で、欠落した項目がないこと、
  - (2) 利益を実際に支払うプロセスが国外投資家の記入した情報に合致すること、
  - (3) 国外投資家が記入した情報において利益配当企業に係る内容が真実で、正確であること。
- 5、利益配当企業は、すでに『通達』第3条の規定に基づき暫定的不徴収政策を執行した場合、実際に利益を支払う日から7日以内に、主管税務機関に以下の資料を提出しなければならない。
  - (1) 利益配当企業が記入した「中華人民共和国企業所得税控除・納付報告表」、
  - (2) 国外投資家が提出し、合わせて利益配当企業が情報を補足記入した「非居住者企業源泉所得税繰延納付情報報告表」。

利益配当企業の主管税務機関は「非居住者企業源泉所得税繰延納付情報報告表」を受け取った後の10営業日以内に、『通達』第2条第1号が規定する投資先企業（以下“投資先企業”という）の主管税務機関もしくはその他の関連税務機関に「非居住者企業税務事項連絡書簡」を送付し、関連情報を転送しなければならない。

- 6、投資先企業の主管税務機関もしくはその他の税務機関は以下の状況を発見した場合、5営業日以内に「非居住者企業税務事項連絡書簡」で利益配当企業の主管税務機関にフィードバックしなければならない。
  - (1) 投資先企業が暫定的不徴収政策の条件に合致しない関連事実もしくは情報、
  - (2) 国外投資家が暫定的不徴収政策を享受した投資を処理する関連事実もしくは情報。
- 7、税務管理において、主管税務機関は法に基づき国外投資家、利益配当企業、投資先企業、持分譲渡側等の関連単位もしくは個人に、期限付きで国外投資家による暫定的不徴収政策の享受に関する資料および情報の提供を要求できる。
- 8、利益配当企業が本公告第4条に基づき国外投資家の提出資料に係る情報の審査・確認をしていないことによって、暫定的不徴収政策を享受してはならない国外投資家が実際には暫定的不徴収政策を享受した場合、利益配当企業の主管税務機関は関連規定に基づき利益配当企業の控除すべき未控除税額の責任を追及し、合わせて法に基づき国外投資家に納付すべき税額を追納させる。
- 9、国外投資家が記入した情報に間違いがあることによって、それが暫定的不徴収政策を享受すべきで

ないものの、実際には暫定的不徴収政策を享受した場合、利益配当企業の主管税務機関は『通達』第4条の規定に基づき処理する。

- 10、国外投資家が所持する同一の中国国内居住者企業への投資には、暫定的不徴収政策を享受した、および暫定的不徴収政策を享受していない投資が含まれ、国外投資家が部分的に当該投資を処理する場合、先行して暫定的不徴収政策を享受した投資を処理すると見なす。

国外投資家が『通達』第7条の規定に基づき繰延税額を追納していない場合、利益配当企業の主管税務機関は国外投資家の税額遅延納付の責任を追及し、税額の遅延納付期限を実際に関連資金を受け取った後の8日目（当日を含む）から計算する。

- 11、国外投資家、利益配当企業は代理人に委託し、本公告が規定する関連事項を行うことができるが、但し税務機関に書面の委託証明を提出しなければならない。

- 12、本公告は2017年1月1日より執行する。

特にここに公告する。

付属文書：「非居住者企業源泉所得税繰延納付情報報告表」〔略〕

国家税務総局  
2018年1月2日

(中国語原文)

**财政部 税务总局 国家发展改革委 商务部**  
**财税〔2017〕88号**  
**关于境外投资者以分配利润直接投资暂不征收预提所得税政策问题的通知**

各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅（局）、国家税务局、地方税务局、发展改革委、商务主管部门，新疆生产建设兵团财务局、发展改革委、商务局：

为贯彻落实党中央、国务院决策部署，按照《国务院关于促进外资增长若干措施的通知》（国发〔2017〕39号）有关要求，进一步积极利用外资，促进外资增长，提高外资质量，鼓励境外投资者持续扩大在华投资，现对境外投资者以分配利润直接投资暂不征收预提所得税政策有关问题通知如下：

一、 对境外投资者从中国境内居民企业分配的利润，直接投资于鼓励类投资项目，凡符合规定条件的，实行递延纳税政策，暂不征收预提所得税。

二、 境外投资者暂不征收预提所得税须同时满足以下条件：

（一） 境外投资者以分得利润进行的直接投资，包括境外投资者以分得利润进行的增资、新建、股权收购等权益性投资行为，但不包括新增、转增、收购上市公司股份（符合条件的战略投资除外）。具体是指：

1. 新增或转增中国境内居民企业实收资本或者资本公积；
2. 在中国境内投资新建居民企业；
3. 从非关联方收购中国境内居民企业股权；
4. 财政部、税务总局规定的其他方式。

境外投资者采取上述投资行为所投资的企业统称为被投资企业。

（二） 境外投资者分得的利润属于中国境内居民企业向投资者实际分配已经实现的留存收益而形成的股息、红利等权益性投资收益。

（三） 境外投资者用于直接投资的利润以现金形式支付的，相关款项从利润分配企业的账户直接转入被投资企业或股权转让方账户，在直接投资前不得在境内外其他账户周转；境外投资者用于直接投资的利润以实物、有价证券等非现金形式支付的，相关资产所有权直接从利润分配企业转入被投资企业或股权转让方，在直接投资前不得由其他企业、个人代为持有或临时持有。

（四） 境外投资者直接投资鼓励类投资项目，是指被投资企业在境外投资者投资期限内从事符合以下规定范围的经营活

1. 属于《外商投资产业指导目录》所列的鼓励外商投资产业目录；
2. 属于《中西部地区外商投资优势产业目录》。

三、 境外投资者符合本通知第二条规定条件的，应按照税收管理要求进行申报并如实向利润分配

企业提供其符合政策条件的资料。利润分配企业经适当审核后认为境外投资者符合本通知规定的，可暂不按照企业所得税法第三十七条规定扣缴预提所得税，并向其主管税务机关履行备案手续。

- 四、 税务部门依法加强后续管理。境外投资者已享受本通知规定的暂不征收预提所得税政策，经税务部门后续管理核实不符合规定条件的，除属于利润分配企业责任外，视为境外投资者未按照规定申报缴纳企业所得税，依法追究延迟纳税责任，税款延迟缴纳期限自相关利润支付之日起计算。
- 五、 境外投资者按照本通知规定可以享受暂不征收预提所得税政策但未实际享受的，可在实际缴纳相关税款之日起三年内申请追补享受该政策，退还已缴纳的税款。
- 六、 地市（含）以上税务部门在后续管理中，对被投资企业所从事经营活动是否属于本通知第二条第（四）项规定目录范围存在疑问的，可提请同级发展改革部门、商务部门出具意见，有关部门应予积极配合。
- 七、 境外投资者通过股权转让、回购、清算等方式实际收回享受暂不征收预提所得税政策待遇的直接投资，在实际收取相应款项后 7 日内，按规定程序向税务部门申报补缴递延的税款。
- 八、 境外投资者享受本通知规定的暂不征收预提所得税政策待遇后，被投资企业发生重组符合特殊性重组条件，并实际按照特殊性重组进行税务处理的，可继续享受暂不征收预提所得税政策待遇，不按本通知第七条规定补缴递延的税款。
- 九、 本通知所称“境外投资者”，是指适用《企业所得税法》第三条第三款规定的非居民企业；本通知所称“中国境内居民企业”，是指依法在中国境内成立的居民企业。
- 十、 本通知自 2017 年 1 月 1 日起执行。境外投资者在 2017 年 1 月 1 日（含当日）以后取得的股息、红利等权益性投资收益可适用本通知，已缴税款按本通知第五条规定执行。

财政部 税务总局  
国家发展改革委 商务部  
2017 年 12 月 21 日

**国家税务总局**  
**国家税务总局公告 2018 年第 3 号**  
**关于境外投资者以分配利润直接投资暂不征收预提所得税政策有关执行问题的公告**

根据《国务院关于促进外资增长若干措施的通知》（国发〔2017〕39号）、财政部等4部委《关于境外投资者以分配利润直接投资暂不征收预提所得税政策问题的通知》（财税〔2017〕88号，以下简称《通知》）等有关规定，现就境外投资者以分配利润直接投资暂不征收预提所得税（以下简称“暂不征税”）政策有关执行问题公告如下：

一、《通知》第二条第（四）项规定的经营活动具体包括下列与鼓励类投资项目相关的一项或多项经济活动：

- （一）生产产品或提供服务；
- （二）研发活动；
- （三）投资建设工程或购置机器设备；
- （四）其他经营活动。

境外投资者应在收回享受暂不征税政策的投资前或者按照《通知》第七条规定申报补缴税款时，向利润分配企业主管税务机关提供符合《通知》第二条第（四）项规定的交易证据、财务会计核算数据等资料。主管税务机关对相关资料有疑问的，提请地（市）税务机关按照《通知》第六条规定处理。

二、按照《通知》第四条或者第七条规定补缴税款的，境外投资者可按照有关规定享受税收协定待遇，但是仅可适用相关利润支付时有效的税收协定。后续税收协定另有规定的，按后续税收协定执行。

三、境外投资者按照《通知》第三条规定享受暂不征税政策时，应当填写《非居民企业递延缴纳预提所得税信息报告表》，并提交给利润分配企业。

境外投资者按照《通知》第五条规定追补享受暂不征税政策时，应向利润分配企业主管税务机关提交《非居民企业递延缴纳预提所得税信息报告表》以及相关合同、支付凭证、与鼓励类投资项目活动相关的资料以及省税务机关规定要求报送的其他资料。

境外投资者按照《通知》第四条或者第七条规定补缴税款时，应当填写《中华人民共和国扣缴企业所得税报告表》，并提交给利润分配企业主管税务机关。

四、 利润分配企业应当按照《通知》第三条规定审核境外投资者提交的资料信息，并确认以下结果后，执行暂不征税政策：

- (一) 境外投资者填报的信息完整，没有缺项；
- (二) 利润实际支付过程与境外投资者填报信息吻合；
- (三) 境外投资者填报信息涉及利润分配企业的内容真实、准确。

五、 利润分配企业已按照《通知》第三条规定执行暂不征税政策的，应在实际支付利润之日起 7 日内，向主管税务机关提交以下资料：

- (一) 由利润分配企业填写的《中华人民共和国扣缴企业所得税报告表》；
- (二) 由境外投资者提交并经利润分配企业补填信息后的《非居民企业递延缴纳预提所得税信息报告表》。

利润分配企业主管税务机关应在收到《非居民企业递延缴纳预提所得税信息报告表》后 10 个工作日内，向《通知》第二条第（一）项规定的被投资企业（以下称“被投资企业”）主管税务机关或其他相关税务机关发送《非居民企业税务事项联络函》，转发相关信息。

六、 被投资企业主管税务机关或者其他税务机关发现以下情况的，应在 5 个工作日内以《非居民企业税务事项联络函》反馈给利润分配企业主管税务机关：

- (一) 被投资企业不符合享受暂不征税政策条件的相关事实或信息；
- (二) 境外投资者处置已享受暂不征税政策的投资的相关事实或信息。

七、 在税务管理中，主管税务机关可以依法要求境外投资者、利润分配企业、被投资企业、股权转让方等相关单位或个人限期提供与境外投资者享受暂不征税政策相关的资料和信息。

八、 利润分配企业未按照本公告第四条审核确认境外投资者提交的资料信息，致使不应享受暂不征税政策的境外投资者实际享受了暂不征税政策的，利润分配企业主管税务机关依照有关规定追究利润分配企业应扣未扣税款的责任，并依法向境外投资者追缴应该缴纳的税款。

九、 境外投资者填报信息有误，致使其本不应享受暂不征税政策，但实际享受暂不征税政策的，利润分配企业主管税务机关依照《通知》第四条规定处理。

十、 境外投资者持有的同一项中国境内居民企业投资包含已享受暂不征税政策和未享受暂不征税政策的投资，境外投资者部分处置该项投资的，视为先行处置已享受暂不征税政策的投资。

境外投资者未按照《通知》第七条规定补缴递延税款的，利润分配企业主管税务机关追究境外投资者延迟缴纳税款责任，税款延迟缴纳期限自实际收取相关款项后第8日（含当日）起计算。

十一、境外投资者、利润分配企业可以委托代理人办理本公告规定的相关事项，但应当向税务机关提供书面委托证明。

十二、本公告自2017年1月1日起执行。

特此公告。

附件：非居民企业递延缴纳预提所得税信息报告表

国家税务总局  
2018年1月2日

附件：

## 非居民企业递延缴纳预提所得税信息报告表

填表日期： 年 月 日

货币单位：元人民币

1. 境外投资者填报信息							
1.1. 境外投资者基本信息							
1.1.1. 在中国的纳税人识别号		1.1.2. 中文名称					
1.1.3. 外文名称		1.1.4. 联系方式					
1.1.5. 所在居民国（地区）		1.1.6. 在居民国（地区）的纳税人识别号					
1.1.7. 代理人名称		1.1.8. 代理人联系方式					
1.2. 被投资企业基本信息							
1.2.1. 被投资企业纳税人识别号（社会信用代码）	1.2.2. 被投资企业名称	1.2.3. 主管税务机关	1.2.4. 从事鼓励类投资项目所属目录和项目类型		1.2.5. 计划开展的与鼓励类相关的经营活动		
			1.2.4.1. 所属目录	1.2.4.2. 项目类型			
.....							
1.3. 直接投资相关信息							
1.3.1. 被投资企业是否为境内外的上市公司	<input type="checkbox"/> 是 <input type="checkbox"/> 否		1.3.2. 符合条件的战略投资		<input type="checkbox"/> 是 <input type="checkbox"/> 否		
1.3.3. 境外投资者直接投资方式	<input type="checkbox"/> 新增或转增境内居民企业实收资本或资本公积 <input type="checkbox"/> 在中国境内投资新建居民企业 <input type="checkbox"/> 从非关联方收购中国境内居民企业股权						
*1.3.4. 新增或转增境内居民企业实收资本或资本公积填报	1.3.4.1 新增或转增被投资企业纳税人识别号（社会信用代码）	1.3.4.2 被投资企业名称	1.3.4.3. 主管税务机关	1.3.4.4. 新增或转增被投资企业实收资本金额	1.3.4.5. 新增或转增被投资企业资本公积金额	1.3.4.6. 收款账号	1.3.4.7. 约定投资期限
	.....						
	合计	——	——			——	——
*1.3.5. 在中国境内投资新建居民企业填报	1.3.5.1. 新建居民企业纳税人识别号（社会信用代码）	1.3.5.2. 新建居民企业名称	1.3.5.3. 主管税务机关	1.3.5.4. 对新建居民企业投资金额	1.3.5.5. 收款账号	1.3.5.6. 约定投资期限	
	.....						
	合计	——	——		——	——	
*1.3.6. 从非关联方收购中国境内居民企业股	1.3.6.1. 被投资企业纳税人识别号（社会信用代码）	1.3.6.2. 被投资企业名称	1.3.6.3. 主管税务机关	1.3.6.4. 股权受让金额	1.3.6.5. 股权转让方名称	1.3.6.6. 收款账号	1.3.6.7. 约定支付期限

权填报							
	.....						
	合计	---	---		---	---	---
<b>1.4. 追补享受递延纳税待遇填报信息</b>							
序号	1.4.1. 已扣缴/申报股息红利 预提所得税金额	1.4.2. 已扣缴/申报股息红利预 提所得税完税凭证号码	1.4.3. 已扣缴/申报股息红利 预提所得税完税日期	1.4.4. 本次申请退税金额			
记录 1							
记录 2							
.....							
合计		---	---				
<b>1.5. 附报资料清单</b>							
资料 1	有委托人, 报送委托书; 其他资料						
资料 2							
资料 3							
资料 4							
资料 5							
资料 6							
.....							
<b>1.6. 声明</b>							
<p>我谨声明以上呈报事项真实、准确、无误, 并知晓递延纳税的相关规定, 如经税务机关后续管理核实不符合规定条件或后续实际收回享受递延纳税待遇的直接投资的, 按照相关规定申报缴纳税款并承担相应法律后果。</p>							
<p>境外投资者签字: _____ 签章: _____ 年 月 日</p>							
<b>2. 分配利润的境内居民企业填报信息</b>							
<b>2.1. 基础信息</b>							
2.1.1. 纳税人识别号(社会信用代码)					2.1.2. 企业名称		
2.1.3. 本次实际分配的股息红利金额		2.1.3.1. 总额					
		2.1.3.2. 其中: 享受递延纳税的股息红利金额					
<b>2.2. 享受递延纳税的股息红利支付信息</b>							
2.2.1. 享受递延纳税的股息红利支付方式				<input type="checkbox"/> 现金 <input type="checkbox"/> 非现金			
*2.2.2. 现金方式支付	2.2.2.1. 付款人账号	2.2.2.2. 日期	2.2.2.3. 金额	2.2.2.4. 收款人名称	2.2.2.5. 收款人账号		
	账号 1						
	账号 2						
	.....						
	合计	---			---	---	

	2.2.3.1. 用于支付的资产名称	2.2.3.2. 用于支付的资产类型	2.2.3.3. 视同股息分配日期	2.2.3.4. 折价分配金额	2.2.3.5. 受让人名称
*2.2.3. 非现金 支付方式支付					
	.....				
	合计	---	---		
<b>2.3. 附报资料清单</b>					
资料 1	有委托人, 报送委托书; 其他资料				
资料 2					
资料 3					
资料 4					
资料 5					
资料 6					
.....					
<b>2.4. 声明</b>					
我谨声明以上呈报事项真实、准确、无误。					
分配利润的居民企业公章： _____ 经办人： _____ 年 月 日					
<b>3. 税务机关受理情况</b>					
主管税务机关受理专用章：				受理人：	
				受理日期： _____ 年 月 日	

### 非居民企业递延缴纳预提所得税信息报告表填表说明

一、本表由境外投资者在按照《财政部 国家税务总局 国家发展改革委 商务部关于境外投资者以分配利润直接投资暂不征收预提所得税政策有关问题的通知》（财税〔2017〕88号，以下称《通知》）第三条规定申报享受递延纳税政策时填报，并提交利润分配企业；由利润分配企业审核并补填相关信息后转报利润分配企业主管税务机关。本表一式三份，境外投资者、利润分配企业和主管税务机关各执一份。境外投资者按照《通知》第五条规定追补享受递延纳税政策的，也填报本表，并直接报送利润分配企业主管税务机关。

二、1 栏下所属信息由境外投资者填报。

三、1.1.1 栏填写境外投资者办理税务登记时生成的纳税人识别号。截至填表时没有办理过纳税事项，无纳税人识别号的，可以不填。

四、1.1.2 栏填写中文名称或者中文译文全称。

五、1.1.3 栏填写在境外成立地的合法名称全称。

六、1.1.4 栏填写有效联系方式，多个联系方式用逗号隔开。

七、1.1.5 栏填写境外投资者境外成立地所在国家（地区）的名称。

八、1.1.6 栏填写境外投资者在境外成立地所在国家（地区）的纳税识别号（如有）。

九、1.1.7 栏填写受境外投资者委托代为办理递延纳税事项的代理人（如有）名称。

十、1.1.8 栏填写受境外投资者委托代为办理递延纳税事项的代理人联系方式。1.1.7 栏填报代理人的，本栏必填。

十一、1.2 栏：本项所属信息分别按不同被投资企业填报。境外投资者可分得的利润直接转增利润分配企业资本或资本公积的，利润分配企业为被投资企业。

十二、1.2.1 栏填写被投资企业税务登记证上注明的纳税人名称识别号（社会信用代码）。

十三、1.2.2 栏填写被投资企业合法名称。

十四、1.2.3 栏填写被投资企业主管税务机关。

十五、1.2.4.1 栏：属于《外商投资产业指导目录》的，填写 1；属于《中西部地区外商投资优势产业目录》的填写 2，至少填写一项，可填写两项。

十六、1.2.4.2 栏填写所属目录的鼓励类投资项目类型或代码。

十七、1.2.5 栏：属于投资建设工程或购置机器设备，填写 1；属于研发活动的，填写 2；属于生产产品或提供服务的填写 3；属于其他活动的，填写 4。至少填写一项，可以填写多项。

十八、1.3.1 栏在“是”或“否”两个选项中勾选一项。

十九、1.3.2 栏在“是”或“否”两个选项中勾选一项。

二十、1.3.3 栏在三个选项中勾选，至少勾选一项，可勾选多项。

二十一、1.3.3 栏勾选“新增或转增境内居民企业实收资本或资本公积”的，1.3.4 栏所属信息必填，本项信息分不同投资次别填报。

二十二、1.3.4.1 栏填写被投资企业税务登记证上注明的纳税人识别号（社会信用代码），注意与 1.2.1 栏信息一致。

二十三、1.3.4.2 栏填写被投资企业合法名称，注意与 1.2.2 栏信息一致。

二十四、1.3.4.3 栏填写被投资企业主管税务机关，注意与 1.2.3 栏信息一致。

二十五、1.3.4.4 栏填写用分得利润新增或转增被投资企业实收资本金额。

二十六、1.3.4.5 栏填写用分得利润新增或转增被投资企业资本公积的金额。

二十七、1.3.4.6 栏填写被投资企业收款账号。

二十八、1.3.4.7 栏填写约定的直接投资款项缴付期限。

二十九、1.3.3 栏勾选“在中国境内投资新建居民企业”的，1.3.5 栏所属信息必填，本项信息分不同投资次别填报。

三十、1.3.5.1 栏填写新建企业税务登记证上注明的纳税人识别号（社会信用代码），注意与 1.2.1 栏信息一致。

三十一、1.3.5.2 栏填写新建企业合法名称，注意与 1.2.2 栏信息一致。

三十二、1.3.5.3 栏填写新建企业主管税务机关，注意与 1.2.3 栏信息一致。

三十三、1.3.5.4 栏填写以分得的利润直接投资新建企业资本金额。

三十四、1.3.5.5 栏填写新建境内居民企业收款账号。

三十五、1.3.5.6 栏填写约定的直接投资款项缴付期限。

三十六、1.3.6 栏勾选“从非关联方收购中国境内居民企业股权”的，1.3.6 栏所属信息必填，本项信息分不同投资次别填报。

三十七、1.3.6.1 栏填写被投资企业税务登记证上注明的纳税人识别号（社会信用代码），注意与 1.2.1 栏信息一致。

- 三十八、1.3.6.2 栏填写被投资企业合法名称，注意与 1.2.2 栏信息一致。
- 三十九、1.3.6.3 栏填写被投资企业主管税务机关，注意与 1.2.3 栏信息一致。
- 四十、1.3.6.4 栏填写以分得的利润收购股权的金额。
- 四十一、1.3.6.5 栏填写股权转让方合法名称。
- 四十二、1.3.6.6 栏填写股权转让方收款账号。
- 四十三、1.3.6.7 栏填写约定的股权收购价款支付期限。
- 四十四、追补享受递延纳税政策的境外投资者加报 1.4 栏所属信息。
- 四十五、1.4.1 栏填写可以享受递延纳税的利润分配额已扣缴/申报股息红利预提所得税金额。
- 四十六、1.4.2 栏填写已经实际缴税的完税凭证号码。
- 四十七、1.4.3 栏填写实际缴税日期。
- 四十八、1.4.4 栏填写本次申请追补享受递延纳税政策的退税金额。
- 四十九、1.5 栏填写境外投资者提供的附报资料清单。
- 五十、1.6 栏由境外投资者或其合法代表人（含授权代表人）签字、签章（如有），并填写作出声明的日期。
- 五十一、2 栏所属信息由分配利润企业填报。
- 五十二、2.1.1 栏填写利润分配企业税务登记证上注明的纳税人识别号（社会信用代码）。
- 五十三、2.1.2 栏填写利润分配企业合法名称。
- 五十四、2.1.3.1 栏填写利润分配企业本次分配的股息红利总金额，包括不享受递延纳税的金额。
- 五十五、2.1.3.2 栏填写享受递延纳税的股息红利金额。
- 五十六、2.2.1 栏：从“现金”和“非现金”两个选项中勾选，至少勾选一项，可以勾选两项。
- 五十七、2.2.1 栏：勾选“现金”的，2.2.2 栏所属信息必填。本项所属信息分不同支付次别填报。注意与境外投资者填报信息比对。
- 五十八、2.2.2.1 栏填写利润分配企业向被投资企业支付股息分配款项的账号。
- 五十九、2.2.2.2 栏填写股息分配款项支付日期。
- 六十、2.2.2.3 栏填写股息分配款项支付金额。
- 六十一、2.2.2.4 栏填写股息分配款项收款人合法名称。
- 六十二、2.2.2.5 栏填写股息分配款项收款人账号。
- 六十三、2.2.1 栏勾选“非现金”的，2.2.3 栏所属信息必填。本项所属信息分不同支付资产项目填报。注意与境外投资者填报信息比对。
- 六十四、2.2.3.1 栏填写用于支付的资产在利润分配企业的识别名称。
- 六十五、2.2.3.2 栏：用于支付的资产属于实物的，填写 1；用于支付的资产属于有价证券的，填写 2；用于支付的资产属于其他的，填写 3。只填写一项。
- 六十六、2.2.3.3 栏填写非现金支付视同股息分配的日期。
- 六十七、2.2.3.4 栏填写非现金支付折算股息分配的金额。
- 六十八、2.2.3.5 栏填写受让人在相关交易中使用的名称。
- 六十九、2.3 栏填写分配利润企业提供的附报资料清单。
- 七十、2.4 栏由分配利润企业签章，由分配利润企业的合法代表人或其授权代表人在经办人处签字，并填写作出声明的

日期。

七十一、3 栏由税务机关填写，盖分配利润企业主管税务机关业务受理专用章，主管税务机关办理受理业务的人员在受理人处签名。并填写主管税务机关业务受理的日期。

**【ご注意】**

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。